

秋田駅東第三地区
区画整理だより

Communication
第 40 号
2009年 4月21日

しあわせ実感・緑の健康文化都市

発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

平成21年度事業について

都市計画道路「明田外旭川線」の平成23年度全面開通に向けて、引き続き西側区域の建物移転を中心に事業を進めます。

< 予算額 > 平成20年度当初予算とほぼ同額を確保いたしました。

秋田駅東第三地区土地区画整理事業	1,157,688 千円
秋田駅東第三地区土地区画整理事業推進用地	68,000 千円
合 計	1,225,688 千円

秋田駅東第三地区	20年度末	21年度末
進捗率(事業費ベース)	約38%	約41%(見込み)

- 道路整備 都市計画道路3路線の各一部築造
(明田外旭川線、千秋山崎線、山崎広面線)
区画道路8路線、特殊道路3路線、砂利道整備3路線
- 建物移転 29戸
- その他 建物調査、測量、事業推進用地取得、土地区画整理審議会等

平成5年度から平成20年度までの事業費の推移(補正を含む)

(百万円未満切捨)

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成5年度	408百万円	平成13年度	1,191百万円
平成6年度	715百万円	平成14年度	911百万円
平成7年度	1,364百万円	平成15年度	626百万円
平成8年度	1,101百万円	平成16年度	604百万円
平成9年度	1,355百万円	平成17年度	1,369百万円
平成10年度	1,004百万円	平成18年度	1,369百万円
平成11年度	754百万円	平成19年度	1,327百万円
平成12年度	618百万円	平成20年度	1,323百万円

「土地区画整理事業に伴う建物等調査の概要」について

土地区画整理事業では、現在地にある建物等を仮換地へ移転していただくために、移転補償費の算定基礎となる建物等調査が必要となります。

建物等所有者の皆様から調査内容を十分理解していただくことにより、調査が適切に行われます。この調査結果に基づき、適正な建物等移転補償費が算定され、建物等移転の円滑な推進を図ることができます。

なお秋田市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/tatemonotouchousa.pdf>

事業に関するアンケートについて

区画整理事業の推進や地区内の環境整備等に活用するため、アンケート調査を継続して行っています。なお、このアンケート用紙は、当事務所および駅東会議室に設置していますので、ご自由にご意見・ご要望等をお書きください。

(なお、アンケート結果は、目的外に使用するものではありません。)

郵送、FAXで提出の場合

〒010-0851 秋田市手形字山崎4番地3 駅東工事事務所 宛

TEL 018-834-2204

FAX 018-832-9931

平成19年度 アンケート回収結果 54件(「区画整理だより38号」で掲載)

平成20年度 アンケート回収結果 61件(「区画整理だより39号」で掲載)

平成20年10月1日以降はありませんでした。

駅東会議室の利用について

日頃、駅東会議室をご利用していただきありがとうございます。

平成20年度に利用した方から、前に使った人が「灯油の補充をしていない」「ゴミを持ち帰っていない」「トイレの掃除をしていない(きたない)」などという苦情が寄せられました。利用した後は十分に「確認欄」でチェックをしてこのようなことのないよう、お互い気持ちよく利用できるよう注意しましょう。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

*電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

主な内容

事業概要

関連情報

- ・ 施行状況および交通規制について
- ・ 事業説明会について
- ・ 陳情要望について
- ・ 道路施工済箇所
- ・ 区画整理だよりについて
- ・ よく寄せられる質問・要望などについて

私道にも公共下水道を設置します。

駅東第三地区内の東側区域で下水道の先行整備が可能な私道については、一定の条件を備えている場合、申請により市が下水道管を設置します。

設置を希望する場合は、「公共下水道私道内設置申請書」等の手続きが必要となりますので、詳細は下水道建設課へお問い合わせ下さい。

なお、当事務所でも整備可能路線を確認することができます。

問い合わせ先 秋田市上下水道局下水道建設課
電話 018-864-1455

土地売買・相続登記手続きについて

土地売買や相続登記手続きをお考えの方は、事前に事務所へご相談ください。
売買や相続手続きを妨げるものではありませんが、事業との調整が必要になる場合があります。

所有権・借地権等の権利変動があった場合について

売買・相続等で土地の所有権・借地権等に変更があった場合は、届出書を提出していただく必要がありますので、当事務所までご連絡ください。

小型除雪機（ハンドガイド式ロータリー除雪機）の貸出しについて

秋田市では、「平成18年豪雪」の経験を活かし、市が保有する小型除雪機械を貸し出しすることで、地域が自ら実施する除排雪作業を支援しています。

駅東事務所では、平成20年度までに3台の機械を準備し、下記町内会等と合同で除排雪作業やデモンストレーションを行いました。地域の皆さまからは、来年も続けたいと高評価を得ております。

平成20年度使用された町内会 手形東町第一区町内会
手形東町第五区町内会



その他（秋田市からのお知らせ）

千秋公園さくらファンドについて
緑のまちづくり活動支援基金について
ふるさと納税(きずなでホットしていあきた寄附金)について

ご注意ください

秋田市では、電話等での寄附の強要や働きかけは行っておりませんのでご注意ください。

この寄附制度は、皆様の「秋田市を応援したい」という善意を形にするための取り組みですので、決して強要するものではありません。寄附の強要や、振り込め詐欺などには十分ご注意ください。

千秋公園さくらファンドについて

秋田市では今年度から「千秋公園さくらファンド」として、千秋公園の桜に対する寄附を受け付けます。いただいた寄附は、その全額を「千秋公園桜の更新計画(仮称)」による、千秋公園の桜の植え替えや保存のために使います。

このファンドへの5千円以上の寄附については、確定申告をすることにより、税額が控除・軽減されます。

寄附の申し込み

寄附の申し込みは、郵送、ファックス、電子メール、または窓口(公園課)で受け付けています。

寄附をしていただいた方

寄附をしていただいた方には、お礼状をお送りするとともに、お名前を「千秋公園さくらファンド寄附芳名録」に記載し、永年保存いたします。また、寄附金の受領状況や使途報告などについてもホームページで公開してまいります。

また、寄附をいただいた方で、ご了承いただいた方のお名前は、広報あきたや秋田市のホームページでご紹介させていただきます。

広めてください

リーフレットを作成しております。「千秋公園さくらファンド」寄附金のことを、多くの方に広めていただければ幸いです。

リーフレットはこちらから

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/pc/sakura/leaflet.pdf>

個人情報の取扱いについて

秋田市にいただいた個人情報は、「千秋公園さくらファンド」に関する業務のみに使用いたします。寄附者の氏名や個別の金額などは、あらかじめご同意いただいた場合を除いて、公表することはありません。また、その他の個人に関する情報も、法令や条例で定める場合その他特別な理由のある場合を除き、第三者に提供することはありません。

さらに詳しい情報・お問い合わせは、

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/pc/sakura/default.htm>

でご覧いただけます。

お申し込み、お問い合わせ

秋田市都市整備部公園課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-866-2154

FAX 018-866-2282

緑のまちづくり活動支援基金について

「緑のまちづくり活動支援基金」は、秋田市などの資金拠出のほかに、市民や企業の皆さまからの幅広い賛同を得た寄附金により創設されます。

皆さまから寄せられた募金は、「緑のまちづくり活動支援基金」に積み立てられ、全て「身近なみどりと花いっぱい活動」や「みんなでつくる身近な緑の拠点」づくりなどといった緑化事業に充てられます。

身近なみどりと花いっぱい活動(ソフト部門)

花壇の花植、シンボルとなる植樹など、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、助成を行います。

助成実績(平成20年度)

(A)花苗、生垣のための支援コース(150件)



(B)花と緑いっぱい活動助成コース(4件)

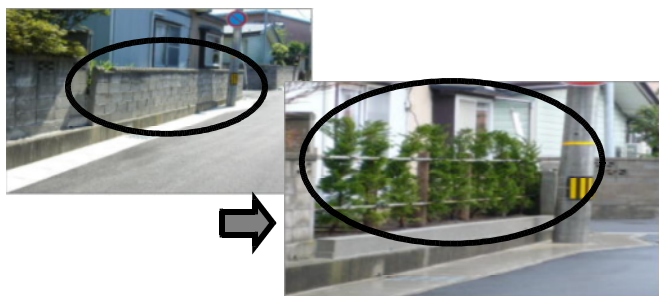


みんなでつくる身近な緑の拠点(ハード部門)

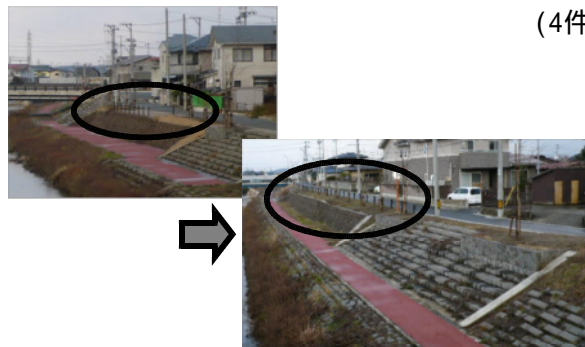
生垣、住宅街のオープンガーデンなどに対して、助成を行います。

助成実績(平成20年度)

(A)地域に安全と潤いを提供する
緑の拠点づくりコース(1件)



(B)地域に身近な緑の拠点づくりコース
(4件)



寄附金の件数と金額について

平成20年6月1日～平成20年12月31日

件数 31件 金額 744,000円

さらに詳しい情報・お問い合わせは、

<http://www.akita-sousin.or.jp/midori/menu6.html> でご覧いただけます。

お申し込み、お問い合わせ

財団法人秋田市総合振興公社
緑のまちづくり活動支援基金事務局
(秋田リバーサイドグリーン内)

〒010-1423 秋田市仁井田字新中島828-24

電話 018-829-0221

FAX 018-829-0222

秋田市都市整備部公園課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-866-2154

FAX 018-866-2282

ふるさと納税(きずなでホットしていあきた寄附金)について

ふるさと納税について

秋田市では平成20年7月1日より「ふるさと納税制度」として「きずなでホットしていあきた寄附金」を受け付けております。この制度は、生まれ故郷などの自治体に寄附をした場合、税額が控除・軽減される制度で、寄附した方が使い道を6種類から選ぶことができます。

産業の活性化のために・・・商工農林業振興、観光振興、にぎわいづくり など
住みよい環境づくりのために・・・環境保全、市街地形成、住宅・道路整備 など
健康と安全安心のために・・・災害時の危機管理、保健・医療の充実 など
生き生きと暮らすために・・・子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉の充実 など
人と文化をはぐくむために・・・教育の充実、歴史と文化の継承 など
市長が選ぶ取り組みのために・・・使い道を市長におまかせ

これまでの寄附金

平成20年7月～平成21年2月末まで22件、130万円の申し込みがありました。

寄附をしていただいた方には

寄附をしていただいた方には、お礼状をお送りします。また、寄附金の受領状況や使途報告などについてもホームページで公開してまいります。

広めてください

リーフレットを作成しております。「きずなでホットしていあきた寄附金」のことを、秋田市出身の方、ゆかりのある方にご紹介していただければ幸いです。

リーフレットはこちらから

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/cs/furusatonouzei/leaflet.pdf>

個人情報の取扱いについて

秋田市に送付いただいた個人情報は、「きずなでホットしていあきた寄附金」に関する業務のみに使用いたします。寄附者の氏名や個別の金額などは、あらかじめご同意いただいた場合を除いて、公表することはありません。また、その他の個人に関する情報も、法令や条例で定める場合その他特別な理由のある場合を除き、第三者に提供することはありません。

ふるさと納税で寄附すると、税金が軽減されます。

これまで住民税については、10万円を超える寄附をした場合、その超える部分を所得から控除していましたが、ふるさと納税制度の創設により、5千円を超える寄附をした場合、その超える部分を税額から控除できることになりました。所得税については従来通り所得から控除されるため、所得控除と税額控除を合わせると、改正前に比べ寄附するかたの負担が大幅に軽減されています。

さらに詳しい情報・お問い合わせは、

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/cs/furusatonouzei/default.htm>

でご覧いただけます。

お申し込み、お問い合わせ

秋田市企画調整部市民相談室
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 018-866-2039
FAX 018-866-2281

秋田市東京事務所
住所 〒102-0093 千代田区平河町二丁目4-1
電話 03-3234-6871
FAX 03-3234-6873